平成２３年（フ）第１１７号
茨城県行方市北高岡313番地１
債務者　小室　祐一
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１１８号
茨城県行方市北高岡313番地１
債務者　小室　榮子
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１２１号
茨城県神栖市神栖２丁目10番28号細野荘７号
債務者　塚本　和子
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１６３４号
千葉市緑区鎌取町94番地
債務者　永島　征郎
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６３７号
千葉県船橋市松が丘５丁目23番２棟405号
債務者　松崎　和人
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５号
千葉県市川市行徳駅前４丁目８番８号　福富コーポ103号
債務者　米田　喜代
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２４号
千葉市中央区矢作町303番地６
債務者　前田登美雄
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２７号
千葉県市川市北国分２丁目12番８―203号田中マンション
債務者　渡邉　節子
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５７５号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘５丁目１番地330　県住20―２、従前の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目１番地95、従前々の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目28番地１
債務者　蟹由　　正
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９３号
山梨県富士吉田市下吉田5337番地
債務者　刑部　武人
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
山梨県上野原市新田391番地　７号室、住民票上の住所山梨県上野原市新田391番地
債務者　丹後　寛泰
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
山梨県富士吉田市新倉800番地
債務者　渡邊　　潔
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第３号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立2785番地34
債務者　宮下久仁子
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
長野県東筑摩郡筑北村坂井7206番地１
債務者　滝澤美起子
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６５号
長野県飯田市北方297番地５北方寮
債務者　平井美矢子
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第６３５号
岐阜市鏡島南２丁目８番57―206号フレストスクエア西岐阜
債務者　佐々木　泰
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６４６号
岐阜市三田洞884番地10エントピア岐阜２Ｆ号室
債務者　貝田製作所こと　貝田　義昭
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
岐阜地方裁判所